

議案第78号

日進市税条例の一部改正について

日進市税条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年11月29日提出

日進市長 萩野幸三

1 提案理由

この案を提出するのは、納税意欲の高揚等を目的として創設された前納報奨金制度について、納付方法の多様化により納税者の利便性が向上し、所期の目的が達成されたため、また、納税者間の不公平性の解消のため、日進市税条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 改正内容

前納報奨金に関する規定を削除する。

日進市税条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
 条 例 第 号

日進市税条例(昭和29年日進町条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(固定資産税の納期前の納付) 第64条 略</p>	<p>(固定資産税の納期前の納付) 第64条 略</p> <p>2 <u>前項の規定によって固定資産税の納税者が第1期の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付し当該納期後の各納期に係る納付額の全部に相当する金額をあわせて納付した場合(口座振替の方法により納付した場合に限る。)</u>においては、<u>同項の規定によって納期前に納付した税額の1,000分の1.5に第1期の納期の初日に当該税金を納付したものとみなし算定した納期前に係る月数(1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。)</u>を乗じて得た額(その額が15,000円を超える場合には15,000円を限度額とする。)の報奨金を交付する。ただし、その報奨金の額が100円未満又は100円以上で10円未満の端数がある場合の当該端数の金額及び当該納税者の未納に係る徴収金がある場合においては、これを交付しない。</p>

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。